

Ⅱ 平成28年1月から「個人番号カード」の発行が始まります

- ご希望の方はICチップ入り「個人番号カード」を取得できます。1月から順次交付されます。
- 通知カードと同封されている「個人番号カード交付申請書」で申請ください。



表面(案)



裏面(案)

- 個人番号カードは、氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・有効期間等が記載された、顔写真付きのICカード(プラスチック製)で、本人確認書類として利用できます。
- e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書が、カード裏面のICチップに標準搭載されます。
- 個人番号カードに搭載される「電子証明書の有効期間」は、発行後5回目の誕生日となります。
- 初回発行手数料は無料です。(電子証明書代含む)(紛失等の場合、再発行手数料がかかります。)
- 「個人番号カードの有効期間」は20歳以上の方は発行後10回目(未成年の方は5回目)の誕生日までです。

申請の流れ

- 1 通知カードと一緒に申請書が届きます
- 2 申請書に記入・写真貼付の上、返信用封筒で返送します
- 3 交付通知等(案内ハガキ)は鳥取市から届きます
- 4 ハガキに記載された窓口でカードを交付します

- 交付場所は駅南庁舎及び各総合支所(お住まいの地域)を予定しています。
- 詳しくは、個別にお送りする「カード交付通知書(はがき)」でご案内します。

住民基本台帳カードをお持ちの方へ

～個人番号カードと住民基本台帳カードの発行・利用期間～

平成27年12月22日で、住民基本台帳カードの発行・交付が終了します。

- 平成27年12月22日までに交付された住民基本台帳カードは、有効期間まで有効です。
- 住民基本台帳カードをお持ちの方が、個人番号カードを取得した場合は、その時点で、住民基本台帳カードは廃止・回収します。

～公的個人認証サービス(電子証明書)を利用の皆さまへ～

■平成27年12月22日で『住民基本台帳カードに格納する電子証明書』の新規発行・更新は終了します

- 『個人番号制度』に移行するため、平成27年12月22日をもって、住民基本台帳カードに格納する電子証明書の新規発行・更新は終了します。
- 住民基本台帳カードに格納されている従来の電子証明書(有料500円)の有効期間は3年間です。(住所変更等で途中失効した場合を除く)平成28年1月以降も、有効期限までは電子申請等にご利用いただけます。



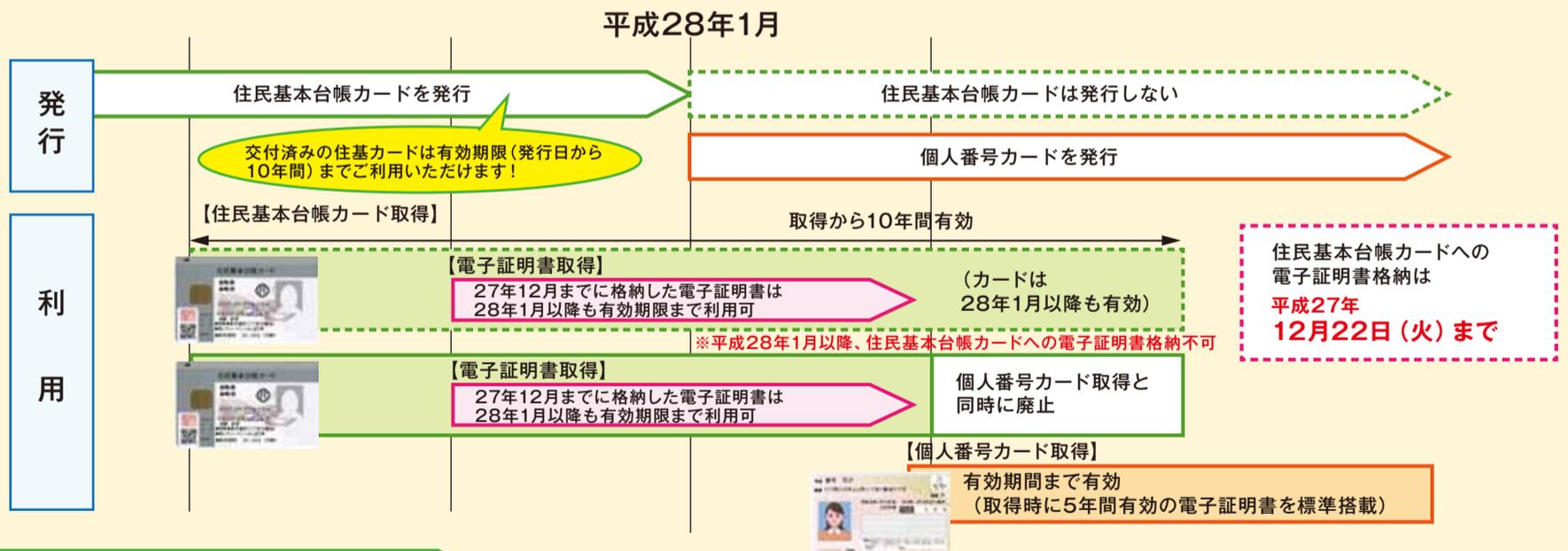
■平成28年1月から『電子証明書を標準搭載した個人番号カード』の交付が始まります

- 個人番号カードに標準搭載される電子証明書は、初回無料・有効期間5年間です。

■個人番号カード取得にあたってご注意いただきたいこと

- 確定申告などで電子証明書の申請が増える時期と個人番号カードの交付開始時期が重なるため、申請から交付までの期間が通常の想定より長くなること、並びにお渡し窓口の混雑が予想されます。
- 公的個人認証サービスを利用して確定申告(e-tax)等される方は、現在の電子証明書の有効期限をご確認のうえ、早めに個人番号カードを申請されるか、または平成27年12月22日までに住民基本台帳カードに電子証明書を発行・更新されることをおすすめします。

詳しくは鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください。 <http://www.city.tottori.lg.jp> 《公的個人認証》



マイナンバー制度のお問合わせ

国のコールセンター

☎【日本語窓口】0570-20-0178 ☎【外国語窓口】0570-20-0291

(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)

全国共通ナビダイヤル【受付時間】平日9:30~22:00 土日祝日9:30~17:30 ※ナビダイヤルは通話料がかかります。

個人番号カードコールセンター

☎【日本語窓口】0570-783-578 ☎【外国語窓口】0570-064-738

(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応)

全国共通ナビダイヤル【受付時間】平日8:30~22:00 土日祝日9:30~17:30 ※平成28年4月からは平日8:30~17:30

鳥取市コールセンター

設置期間 平成27年9月18日~平成28年3月31日 平日8:30~17:15 (土日祝日・年末年始除く)

☎ ナビダイヤル 0570-0857-78